

第7 蓄電池設備

1 蓄電池設備に関する事項

- (1) 蓄電池設備とは、放電や充電をくり返すことができる蓄電池及び、充電装置、保安装置、制御装置等が一体となった設備をいう。
- (2) 蓄電池設備を複数台接続して設置する場合は、蓄電池及びその他の機器が1の箱に収納されたもので、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示7号）第3に定めるものであるときは、当該箱ごとに蓄電池設備への該当が判断される。
- (3) 出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（消防庁告示第7号）
 - ア 出火防止措置が講じられた蓄電池設備の基準
 - ・ J I S C 8 7 1 5 - 2
 - ・ J I S C 6 3 1 1 5 - 2
 - イ 延焼防止措置が講じられた蓄電池設備の基準
 - ・ J I S C 4 4 1 1 - 1
 - ・ J I S C 4 4 1 2
 - ・ J I S C 4 4 4 1
- (4) 出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準と同等以上の措置が定められた標準規格の例
 - ア 出火防止措置が定められた標準規格
 - ・ I E C 6 2 6 1 9（リチウムイオン蓄電池を対象）
 - ・ I E C 6 3 1 1 5 - 2（ニッケル水素蓄電池を対象）
 - イ 延焼防止措置が定められた標準規格
 - ・ J I S C 4 4 1 2 - 1
 - ・ J I S C 4 4 1 2 - 2
 - ・ I E C 6 2 0 4 0 - 1
 - ・ I E C 6 2 9 3 3 - 5 - 2

2 設置位置

蓄電池設備の設置場所は、条例第13条によるほか、次によること。

- (1) 蓄電池設備の設置位置は、次の場所以外とすること。ただし、電気機器等に防爆措置をした場合は、これによらないことができる。
 - ア 爆発性ガスが通常の使用状態において集積して危険となるおそれのある場所
 - イ 修繕、保守又は漏えい等のため、しばしば爆発性ガスが集積して危険となる場所

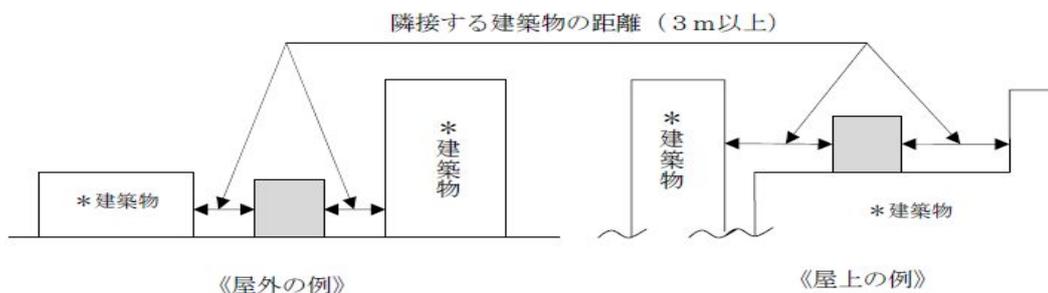
ウ 可燃性ガス又は可燃性液体を常時取り扱っているが、それらは密閉した容器又は設備内に封じてあり、その容器又は設備が事故のために破損した場合又は操作を誤った場合のみ、漏出による危険の生じる場所

エ 機械的換気装置により、爆発性ガスが集積して危険とならないようにしてあるが、換気装置に異常又は事故が発生した場合に危険の生じるおそれのある場所

オ ア、イに隣接する周辺又は室内で危険な濃度の爆発性ガスがときどき侵入するおそれのある場所

(2) 屋外（屋上を含む。）に設けるものにあつては、次によること。

ア 隣接する建築物等から蓄電池設備まで3 m以上離れていること。



第7-1

ただし、次のいずれかに適合する場合には、これによらないことができる。

(ア) 蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものである場合

(イ) 蓄電池設備と相対する外壁の前面を不燃材料で造り、又は覆われたもので、その開口部に防火設備を設けた場合

(ウ) 蓄電池設備と相対する外壁との間に、蓄電池設備の側方1 m以上、地盤面から高さ2 m以上となる不燃材料で造った防火上有効な塀を設ける場合